

○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定等

平成 24 年 3 月 30 日

茨城県告示第 385 号

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、昭和 50 年 10 月 1 日茨城県告示第 1035 号、昭和 55 年 6 月 16 日茨城県告示第 992 号、昭和 55 年 12 月 1 日茨城県告示第 1629 号、昭和 56 年 8 月 20 日茨城県告示第 1232 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 485 号、昭和 59 年 3 月 31 日茨城県告示第 488 号、昭和 62 年 3 月 31 日茨城県告示第 639 号、昭和 63 年 3 月 17 日茨城県告示第 395 号、平成元年 3 月 6 日茨城県告示第 259 号、平成 2 年 3 月 12 日茨城県告示第 290 号、平成 4 年 3 月 12 日茨城県告示第 332 号、平成 7 年 3 月 20 日茨城県告示第 352 号、平成 8 年 3 月 14 日茨城県告示第 318 号、平成 9 年 3 月 27 日茨城県告示第 318 号、平成 10 年 3 月 31 日茨城県告示第 360—4 号、平成 12 年 3 月 23 日茨城県告示第 348 号、平成 13 年 3 月 8 日茨城県告示第 214 号、平成 14 年 3 月 22 日茨城県告示第 312 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 406 号、平成 15 年 3 月 24 日茨城県告示第 409 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 414 号、平成 16 年 3 月 25 日茨城県告示第 417 号、平成 17 年 2 月 28 日茨城県告示第 220 号、平成 21 年 3 月 31 日茨城県告示第 464 号及び平成 21 年 3 月 31 日茨城県告示第 470 号で告示した同法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準は、平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町及び北相馬郡利根町のうち都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く全域

2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前 8 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考

1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。

(1) 第 1 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域として定められた区域

(2) 第 2 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域

(3) 第 3 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに同法による用途地域の指定のない区域

(4) 第 4 種区域

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域として定められた区域

2 第2種区域, 第3種区域又は第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は, 各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

改正文(平成27年告示第957号)抄

公布の日から施行する。